

大分県報

平成二十八年
第二八四三号
十二月二十七日

（火曜日）

目次

議 会 規 則

大分県議会議規則の一部改正……………一

教 育 委 員 会 規 則

大分県立高等学校学則の一部改正……………一

告 示

地籍調査の成果の認証……………一

道路の供用開始……………二

人 事 委 員 会 告 示

労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示の一部改正……………二

教 育 委 員 会 訓 令 甲

大分県教育委員会文書管理規程の一部改正……………二

公 告

建設業の許可の取消し……………三

落札者等の公示……………五

○議 会 規 則

大分県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

大分県議会議長 田 中 利 明

大分県議会議規則第二号

大分県議会議規則の一部を改正する規則

大分県議会議規則（昭和四十年大分県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。
第二百二十条第二項を次のように改める。

2 議事は、録音その他議長が適当と認める方法によつて記録する。
附 則
この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

○教育委員会規則

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第十二号

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則

大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
別表の大分県立白杵高等学校の項の次に次のように加える。

大分県立海洋科学高等学校	本校	白杵市	専攻科	全日制	海洋科	海洋科
--------------	----	-----	-----	-----	-----	-----

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

○告 示

大分県告示第六百四十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

平成二十八年十二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
------------	----------	-------	----------	-------

○人事委員会告示

大分県人事委員会告示第三号

労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示（平成十二年大分県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十七日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

第一号の表の十二の項中「大分県立白杵高等学校」を

「大分県立白杵高等学校
大分県立海洋科学高等学校」
に改める。

附 則
この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第十四号

教 育 庁
教 育 機 関

大分県教育委員会文書管理規程（平成二十一年大分県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十七日

大 分 県 教 育 委 員 会

別表第一中「白杵高等学校」を「白杵高等学校
海洋科学高等学校」に改める。

附 則

改める。

佐伯市	平二四・七・三一 から平二七・二・二六まで	佐伯市大字長良の一部の地籍図及び地籍簿	佐伯市大字長良の一部	平二八・一二・一五
白杵市	平二五・六・六から平二八・二・一〇まで	白杵市大字市浜の一部の地籍図及び地籍簿	白杵市大字市浜の一部	平二八・一二・一五
津久見市	平二六・六・一三から平二八・二・一五まで	津久見市岩屋町・大友町の一部の地籍図及び地籍簿	津久見市岩屋町・大友町の一部	平二八・一二・一五
竹田市	平二四・一二・一八から平二七・二・二三まで	竹田市久住町大字栢木の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市久住町大字栢木の一部	平二八・一二・一五
竹田市	平二四・一二・一八から平二七・二・二四まで	竹田市荻町恵良原の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市荻町恵良原の一部	平二八・一二・一五
宇佐市	平二六・六・一二から平二七・一〇・二〇まで	宇佐市院内町定別当の一部の地籍図及び地籍簿	宇佐市院内町定別当の一部	平二八・一二・一五

大分県告示第六百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道竹田犬飼線

豊後大野市千歳町新殿字ノソキ六一番から豊後大野市千歳町新殿字ノソキ六一番三まで

平二八・一二・二七

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

○公 告

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり処分した。

平成二十八年十二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 処分をした年月日
別表のとおり

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、建設業の許可番号及び取消処分に係る建設業の種類
別表のとおり

三 処分の内容
建設業法第二十九条第一項に基づく建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実
別表に記載された建設業者から、建設業法第十二条の規定により、大分県知事に対し、建設業を廃止した旨の届出があった。

このことは、建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

平成二十八年十二月二十七日

大分県報（教育委訓令甲・公告）

別表

商号又は名称	主たる営業所の所在地	許 可 番 号	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
有限会社菅建設	杵築市大字守江3-1831-21	大分県知事許可(般-27)第6890号	全 部	平成28年10月7日
株式会社糸永組	杵築市山香町大字向野50	大分県知事許可(般-27)第3556号	同 上	平成28年10月13日
有限会社海洋産業	佐伯市野岡町1-6-38	大分県知事許可(般-23)第9510号	同 上	平成28年10月21日
ER テクノ株式会社	大分市大字牧968-1	大分県知事許可(般-23)第13270号	土木工事業、塗装工事業	平成28年10月28日
株式会社江藤工務店	大分市弁天2-6-30	大分県知事許可(般-23)第86号	土木工事業、建築工事業	平成28年11月16日
有限会社ダイライト建設	大分市大字荏隈310-18	大分県知事許可(般-27)第11502号	造園工事業	平成28年11月21日
株式会社西日本技建	大分市下郡北2-4-30	大分県知事許可(般-25)第11982号	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業	平成28年11月25日

平成二十八年十二月二十七日

大分県報(公告)

次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年十二月二十七日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 落札に係る借入物品の名称及び数量

大分県防災映像公開システム機器 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県土木建築部建設政策課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成二十八年十一月十七日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 営業本部長 村 上 春 生

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額

四十七万七百七十二円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成二十八年十月七日